

令和4年笠間市農業委員会第1回定例総会

[令和4年1月28日]

-
- 日程第1 議事録署名人の指名
 - 日程第2 会期の決定
 - 日程第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 - 日程第4 報告第2号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告について
 - 日程第5 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 日程第6 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 日程第7 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 日程第8 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について
 - 日程第9 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定について
 - 日程第10 議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取について
 - 日程第11 議案第7号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定による農業振興地域整備計画変更認可に係る意見集約について
 - 日程第12 議案第8号 令和4年度笠間市農作業受委託等標準額（案）について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議事録署名人の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第4 報告第2号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告について
- 日程第5 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第7 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第8 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について
- 日程第9 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定について
- 日程第10 議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定によ

る農用地利用配分計画案の意見聴取について

日程第11 議案第7号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定による農業振興地域整備計画変更認可に係る意見集約について

日程第12 議案第8号 令和4年度笠間市農作業受委託等標準額（案）について

出席委員

| | | | | | |
|-----|----|-----|-----|-----|-----|
| 1番 | 石川 | 馨君 | 11番 | 長谷川 | 愛子君 |
| 2番 | 佐藤 | 正君 | 12番 | 高野 | 尚夫君 |
| 3番 | 佐藤 | 均君 | 13番 | 藤吉 | 智司君 |
| 4番 | 田山 | 悦子君 | 14番 | 込山 | 祐一君 |
| 5番 | 深澤 | 悌二君 | 15番 | 稲野邊 | 茂生君 |
| 6番 | 菅谷 | 巧君 | 16番 | 山口 | 忠栄君 |
| 7番 | 吹野 | 健司君 | 17番 | 塙 | 博光君 |
| 8番 | 菅井 | 亘君 | 18番 | 伊藤 | 孝洋君 |
| 10番 | 柳橋 | 泰君 | 19番 | 永田 | 良夫君 |

欠席委員

9番 國谷博隆君

出席説明員

| | | |
|-------------|----|------|
| 農業委員会事務局長 | 福嶋 | 猛君 |
| 農業委員会事務局長補佐 | 菊地 | 恵一君 |
| 農業委員会事務局係長 | 廣瀬 | 美和子君 |
| 農政課主幹 | 藤枝 | 裕君 |
| 農政課主幹 | 萩谷 | 太一君 |

午後1時35分開会

開会の宣告

○議長（永田良夫君） 皆さん、改めましてこんにちは。新しい年になりましたので、今年もどうぞよろしくお願いたします。

笠間の賀詞交歓会、通常はコロナ前でしたら、農業委員の皆さん、招待を受けて行くんですが、今年は3名でした。その中で、講演者、講談の方がお話をしました中で、1日1回笑うと1日また長生きするそうです。わっはっはと笑うと、毎日笑っていれば、多分死なないと言っていました。笑うと、ナチュラルキラー細胞が活発になって、何か健康にいいそうですから、令和4年度、皆さんも1日1回笑ってください。

それでは、ただいまより令和4年第1回笠間市農業委員会定例総会を開催いたします。

ただいまの出席委員18名、よって、笠間市農業委員会会議規則第6条の規定により、委員定数の半数以上に達しておりますので、本総会は成立をいたしました。

議事録署名人の指名

○議長（永田良夫君） 日程第1、議事録署名人の指名をいたします。

笠間市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、16番山口忠栄委員、並びに17番塙博光委員を指名いたします。

会期の決定

○議長（永田良夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

この総会の会期は、本日限りといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、会期は本日限りと決定いたしました。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○議長（永田良夫君） 日程第3、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より報告願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、御説明申し上げます。

議案書につきましては、2ページになります。

番号1は、担い手が規模縮小するため合意を解約するものです。

番号2は、農地集約をするため合意を解約するものです。この件に関しては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取が出されております。

番号3、4、5は、売買のため合意を解約するものです。この件に関しては、農地法第3条の許可申請が出されております。

議案書3ページになります。

番号6は、担い手が規模縮小するため合意を解約するものです。

説明については以上でございます。

○議長（永田良夫君） 以上で、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを終わります。

報告第2号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告について

○議長（永田良夫君） 日程第4、報告第2号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告について、事務局より報告願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 報告第2号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告について、御説明申し上げます。

議案書につきましては、4ページになります。

番号1は、水戸地方法務局から令和3年12月14日付で農地の現況等について照会がありました。調査地は、議案書に記載されたとおりであります。

この件に関しましては、令和3年12月27日月曜日午後4時から、御覧の調査委員と事務局で調査いたしました。

場所は、国道50号線の稲田の信号を水戸方面へ約700メートル進んだところにある添田石材店から、西へ約150メートル進んだところにあります。現地の状況ですが、令和2年12月に農地法第5条の許可を受けており、太陽光発電施設の敷地であったことから、水戸地方法務局へは12月27日付で非農地と報告いたしました。

番号2は、水戸地方裁判所から令和3年12月6日付で現地の現況等について照会がありました。調査地は、議案書に記載されたとおりであります。

この件に関しましては、令和3年12月15日水曜日午前10時から、御覧の調査委員と事務局で調査いたしました。

場所は、常磐自動車道友部サービスエリアの西側にあるJA常陸友部花卉センターから北に約170メートル進んだところにあります。現地の状況ですが、一部宅地部分があり、その他大多数は管理されている農地であったことから、水戸地方裁判所へは12月27日付で

農地と報告いたしました。

説明については以上でございます。

○議長（永田良夫君） 以上で、報告第2号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告についてを終わります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長（永田良夫君） 日程第5、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号の1について、議席番号1番、6番委員より調査説明を願います。

○1番（石川 馨君） 番号1番につきまして、調査の結果を説明いたします。

申請人に対しましては、電話にて確認をしております。

申請目的などにつきましては、親から子への田畑などの贈与であります。現在、農作業につきましては息子さんがやってくれているようであり、この贈与につきましては問題ないと話を聞いてまいりました。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の2、3について、議席番号3番、13番委員より調査説明を願います。

○3番（佐藤 均君） 番号2、3につきまして、譲受人が同じに関連していますので、同時に説明していきたいと思えます。

1月20日午後に、指名調査委員全員と譲受人、2番の譲渡人立会いの上、現地を調査してまいりました。3番の譲渡人につきましては御高齢ということもあり、事前に電話での事実確認をいたしました。申請人、申請地等につきましては、議案書に記載のとおりです。

2番の申請事由は、農業経営の代替わりに際し、譲渡人たる父親から譲受人たる長男が代表を務める農業生産法人へと農地の名義を変更する必要があるため、譲渡人もこれに応じるということでした。

3番につきましては、譲渡人は高齢となり、農業を継ぐ跡取りもいないため、生産法人への売却をするとのことでした。譲受人としても、今まで当該申請地を賃貸して営農を行ってきたもので、今後とも安定して営農を継続するため、買い受けをするということでした。場所は上郷地内です。取得後の申請地の利用計画は、従前どおり稲の作付をするということでした。

この申請につきましては、耕作を目的とした売買による所有権の移転であり、機械、労働力、技術等についても適正と認められます。関係書類についても完備しており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の4、5について、議席番号10番、16番委員より調査説明願います。

○16番（山口忠栄君） 調査番号4番につきまして、調査結果を御報告いたします。

1月24日に、指名調査委員と渡人の委任者である受人立会いの上、現地調査を行いました。

申請地は、国道355号線を石岡方面に向かい、右側のJA常陸の岩間梨選果場に向かい、選果場から100メートルぐらい行ったところの丁字路の右側の角地でございます。受人の目的は、農業経営規模拡大でございます。渡人の理由は、耕作が困難なため相手の要望によりです。

農業従事者は2人おります。農業に見合った農機具はそろえております。また、日照、通風についても良好だと見てまいりました。権利関係については、売買にすることに間違いありません。よって、調査結果から許可相当と判断いたします。

続きまして、調査番号5番につきまして、調査結果を御報告いたします。

同じく1月24日に、指名調査委員と受人及び、渡人は病気のため、電話にて代理人と確認の上、現地調査を行いました。

申請地は、国道355号線バイパス上吉影岩間線の交差点から、150メートルぐらい堅倉方面に向かった右側の自宅前の土地ほか6筆でございます。受人の目的は、農業経営規模拡大でございます。渡人の理由は、高齢で病気のため離農するとのことでした。

農業従事者は1人ですが、農繁期は臨時雇用をするということです。経営に見合った農機具もあるということです。申請地の主たる作物は、栗及び水稲であります。

また、その他として、市野谷字小島●●●は、農地改良中につき、事業を受人が引き継ぐということです。権利関係については、売買することに間違いありません。

以上の調査結果から、許可相当と判断しますので、よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

ここで、事務局から補足説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 番号の1から5につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上でございます。

○議長（永田良夫君） 担当委員の調査説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第1号は原案どおり決定されました。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

○議長（永田良夫君） 日程第6、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号の1、2について、議席番号1番、6番委員より調査説明を願います。

○1番（石川 馨君） 番号1番につきまして、調査の結果を説明いたします。

1月22日に、調査委員と申請人立会いの上、現地を調査してまいりました。申請人、申請地、目的等につきましては、議案書に記載のとおりです。

場所は、大田町十字路より西へ200メートルほど行った左側の休耕地の中ほどであります。排水が悪く、ぬかるため、耕作ができないので、公共残土にて埋立てをして太陽光発電事業をしたいという申請であります。

北側住宅地、東側、南側、休耕地、西側自作地であり、農地への影響はなく、許可相当と思われまますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

次に、番号2番につきまして、調査の結果を説明いたします。

1月22日に、調査委員、申請人立会いの上、現地を調査してまいりました。申請人、申請地、目的等につきましては、議案書に記載のとおりであります。

場所は、常磐道トンネルより大洗友部線を300メートルほど南東へ行った左側辺りであります。申請理由につきましては、農業を営んでおりますが、農業機械の大型化に伴い進入路が手狭になったため、進入路の拡幅を願うものであります。

これにより、農地への影響はありません。周りが全て自作地であります。許可相当と思われまますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の3、4について、議席番号4番、5番委員より調査説明を願います。

○5番（深澤悌二君） 番号3、4について、関連しておりますので、併せて調査の結果を説明いたします。この案件については、一部追認案件です。

1月21日に、指名調査委員2名と申請人出席の下で現地を調査してまいりました。申請人、申請地、申請目的等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、JR鴻巣隧道から南へ100メートル付近です。

番号3について説明いたします。

母屋敷地が一部農地に食い込んでいたため、是正したいとしております。申請の内容は敷地拡張です。

この案件については、一部農地を使用していたとして、令和4年1月4日付にて始末書

が提出されております。このほか関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

次に、番号4について説明いたします。

同居する親との生活時間帯も違うため、独立した生活を営むため、自己用住宅を建築したいとしております。

隣接地への影響は、東側は休耕地の畑、西側は宅地、南側は宅地、北側は宅地となっており、隣接地への日照、通風、耕作地への影響はないものと見てまいりました。給水については上水道、排水については、汚水は公共下水道、雨水は敷地内浸透処理です。

農地の一部に、昭和62年頃から駐車場として使用しておりましたので、令和4年1月4日付にて始末書が提出されております。このほか関係書類についても完備されており、面積が666平方メートルと大きいですが、のり面等が多くあるほか、隣接地は宅地等となっているため許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の5について、議席番号10番、16番委員より調査説明を願います。

○10番（柳橋 泰君） 番号5につきまして、調査の結果を説明いたします。

1月24日に、指名調査委員2名と申請人の代理人の立会いの上、現地を調査してきました。申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、岩間第一小学校前の池から北東に400メートルほど行った丁字路の左角のところですが、申請事由は、現在、千葉県に住んでいるが、実家の近くで生活したく、親からの相続の土地に自己住宅を新築したいというものです。

取水は市上水道を利用、汚水、雑排水は市の下水道を利用、雨水排水は浸透ますにて敷地内処理の計画です。東と北側は道路、南と西側は畑地で、日照、通風等の周辺農地への影響はないものと見てまいりました。資金計画は自己資金によるものです。そのほか関係書類についても完備しており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

ここで、事務局より農地区分等について、説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） それでは、事務局より農地区分について御説明いたします。

番号の2につきましては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内であるため、第一種農地と判断されます。

番号の1につきましては、鉄道の駅、宍戸駅から300メートル以内であること、また3、4、5につきましては、用途地域内であるため第三種農地と判断されます。

なお、鉄道の駅から300メートル以内につきましては、第三種農地であることについては

農地法施行規則第43条第2号に基づくものです。

農地区分につきましては以上でございます。

○議長（永田良夫君） 担当委員の調査説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第2号は原案どおり決定されました。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（永田良夫君） 日程第7、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号の1、2について、議席番号2番、15番委員より調査説明を願います。

○2番（佐藤 正君） 番号1番につきまして、調査の結果を説明いたします。

1月23日に、譲渡人立会いの上、現地調査をまいりました。なお、代理人に対しては、遠方であることから電話確認の上、了解を得ております。申請人、申請地、申請目的等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、県道稲田友部線の上加賀田地区荒谷交差点を南西に約700メートルほど行った左側の畑です。

なお、この案件につきましては、前回5条申請された隣接地でございます。

譲受人の申請理由は、太陽光発電事業工事に伴う資材置場及び進入路として、工事期間中の一時転用目的でございます。譲渡人の申請理由は、その要望に応じるためです。権利の移転内容は、使用貸借です。

隣接状況ですが、西側道路、周囲は畑で、日照、通風等、周囲への影響はないと見てまいりました。転用終了後は、速やかに農地に復元します。そのほか関係書類についても完備しており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 15番。

○15番（稲野邊茂生君） 番号2につきまして、調査の結果を説明いたします。

1月23日に、指名調査委員2名と譲受人の父、立会いの上、現地を調査してまいりました。申請人、申請地、申請目的等については、議案書に記載のとおりです。

場所は、国道50号大郷戸入り口の信号から大郷戸方面へ200メートルくらいのところから、西へ50メートルくらいの場所です。譲受人の申請理由は、子供が小学校に入るまでに実家に戻り、自分の出た小学校に子供を通わせたいからとのことでした。譲渡人は、孫の申出に応ずるものです。

隣接状況は、西側は宅地、東、南、北は畑で、いずれも譲渡人所有であり、周りに対する影響はありません。取水は市の上水道、汚水は合併浄化槽処理後、宅地内浸透、雨水も敷地内自然浸透です。関係書類等も完備しており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の3から5について、議席番号1番、6番委員より、調査説明願います。

○1番（石川 馨君） 番号3番から5番につきまして、調査の結果を説明いたします。

3番より報告をいたします。

1月22日に、調査委員にて現地を調査してまいりました。関係者につきましては、電話にて確認をいたしております。申請人、申請地、目的等につきましては、議案書に記載のとおりであります。

場所は、友部中学校より西へ坂を下り、司設計事務所という事務所がありますが、これより北へ300メートルほど入った辺りであります。申請人は、貸家住まいをしていて手狭になったため、自己住宅の建設を希望していたところではありますが、譲渡人の孫が友達であったため、譲受人の希望に沿う形で売買に至ったそうであります。

隣接状況は、東側道路、南側住宅、西側水田、北側住宅で、農地への影響はないと思われれます。取水、排水計画は、公共上下水道への接続、雨水は敷地内浸透であります。関係書類も完備されており、許可相当であると思われまいりました。

続きまして、4番を報告いたします。

1月22日に、調査委員と申請人立会いの上、現地を調査してまいりました。申請人、申請地、目的等につきましては、議案書に記載のとおりであります。

場所は、4条の2番でありました進入路の拡張で申請がありました、西側であります。申請理由につきましては、現在、長屋門の一面に親子5人で住んでおりますが、手狭になったため、父より使用貸借により自己住宅を建設するものであります。

隣接状況は、道路以外、自己所有地であるため、影響はないと考えられます。取水は公共上水道より、排水計画は公共農業集落排水への接続、雨水は敷地内浸透であります。この申請には、自宅への進入路として無断転用をしてしまった始末書がありましたが、関係書類も完備されており、許可相当であると思われれますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

続きまして、5番を報告いたします。

同じく1月22日に、現地を調査してまいりました。関係者は遠方であるため、電話で確

認をしております。申請人、申請地、目的等につきましては、議案書に記載のとおりであります。

場所は、宍戸バイパスにある友部流通より北東へ150メートル辺りの畑であります。申請理由は、農業を継ぐ者がなく農地を持て余していた譲渡人と太陽光発電事業を行う会社が、マッチングして売買に至ったということであります。

隣接状況は、東側山林、南側道路、西側道路、北側山林であり、農地への影響はないと見てまいりました。近くに太陽光発電施設があり、関係書類も完備されており、許可相当と思われますので、よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

ここで、事務局より農地区分等について説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 事務局より、農地区分について御説明いたします。

番号の4につきましては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内であるため、第一種農地と判断されます。

その他につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地という理由から、第二種農地と判断されます。

農地区分については以上でございます。

○議長（永田良夫君） 担当委員の調査説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第3号は原案どおり決定されました。

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について

○議長（永田良夫君） 日程第8、議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長補佐（菊地恵一君） 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について、御説明申し上げます。

議案書につきましては、9ページになります。

今回の農用地利用集積計画につきましては、新規では、田1筆2,094平方メートル、畑18筆2万5,803.02平方メートル、再設定は、田、畑ともございません。合計19筆2万7,897.02平方メートルの設定でございます。詳細につきましては、議案書10ページの農用地利用集積内訳を御覧いただき、御審議賜りますようお願いいたします。

なお、この農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

説明につきましては以上でございます。

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定についてを、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第4号は原案どおり決定されました。

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定について

○議長（永田良夫君） 日程第9、議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長補佐（菊地恵一君） 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定について、御説明申し上げます。

議案書につきましては、11ページになります。

今回の農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）につきましては、新規では、田3筆2,381平方メートル、畑1筆620平方メートル、再設定は、田、畑ともございません。合計4筆3,001平方メートルの計画でございます。詳細につきましては、議案書12ページの農用地利用集積（農地中間管理事業、一括方式）内訳を御覧いただき、御審議賜りますようお願いいたします。

なお、この農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

説明につきましては以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定についてを、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第5号は原案どおり決定されました。

議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取について

○議長（永田良夫君） 日程第10、議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長補佐（菊地恵一君） 議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取について、御説明申し上げます。

議案書につきましては、13ページになります。

農地中間管理事業により公益社団法人茨城県農林振興公社から借り受ける土地は、新規、再設定とも、田、畑ともございません。変更につきましては、田3筆8,143平方メートル、畑2筆1,128平方メートル。合計5筆9,271平方メートルの計画でございます。詳細につきましては、議案書14ページの農用地利用配分計画案の内訳を御覧いただき、御審議賜りますようお願いいたします。

なお、この農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第19条第3項の各要件を満たしていると考えます。

説明につきましては以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取についてを、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第6号は原案どおり決定されました。

次の日程第11、議案第7号は、農政課職員が説明のために入場しますので、暫時休憩といたします。

午後2時13分休憩

午後2時14分再開

○議長（永田良夫君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

議案第7号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定による農業振興地域整備計画変更認可に係る意見集約について

○議長（永田良夫君） 日程第11、議案第7号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定による農業振興地域整備計画変更認可に係る意見集約についてを議題といたします。

番号の1について、農政課より説明願います。

○農政課（藤枝 裕君） 農政課の藤枝と申します。よろしくお願ひいたします。

それでは、一つ目の案件から説明させていただきます。

1 ページ目の変更申請書を御覧いただければと思います。

こちらの申請は、農振農用地区域からの除外の案件になります。事業計画者の法人及び土地所有者につきましては、申請書に記載のとおりとなっております。関係は他人となっております。

続きまして、事業計画地になります。

事業計画地は2筆となります。1筆目は、池野辺●●●番地、登記地目が畑、面積が762平方メートル、利用状況は未耕作となっております。農振農用地区域外となっております。2筆目につきましては、隣接する筆の池野辺●●●番地、登記地目は田、面積は2,065平方メートル、利用状況は未耕作となっております。農振農用地区域内となっております。合計面積が2,827平方メートルとなります。

続きまして、利用目的及び変更理由になります。

利用目的は、太陽光の発電施設になります。申請地は、耕作がされておらず、所有者が高齢であること及び借り受ける担い手がないことから、農地としての利用見込みがない状況となっております。昨今の脱炭素社会への流れから、太陽光を設置することが土地の有効利用にもつながり、有益性のある事業であると考え、申請に至ったものとなります。

続きまして、土地の選定理由及び経緯になります。

周辺への影響も少ない場所であり、日照面、面積等、条件を満たしていることから、本申請地を選定しました。ほかの土地についても検討いたしましたが、農地としての土地利用の予定があること、また山林で傾斜地であるため太陽光の設置が困難であることなどか

ら、不適と判断しております。

続きまして、添付書類を用いて説明をいたします。

まず、2ページ目と3ページ目の資料になります。

まず、2ページ目が位置図となっております。計画地は県道113号線のすぐ北沿いに通る市道沿いにあり、計画地の西側には池野辺公民館がある場所になります。3ページ目が付近状況図となっております。

続きまして、4ページから6ページになります。土地利用計画図及び太陽光パネルの仕様書となっております。

池野辺●●●、●●●の2筆にまたがる形で、太陽光発電施設の設置が計画されております。パネルが288枚、パワーコンディショナーが9台、発電量が49.5キロワットの計画となっております。

続きまして、7ページ、8ページ、公図となります。

隣接筆の所有者の同意について説明をいたします。新設地に隣接する筆が西側に2筆ありますが、池野辺●●●の所有者につきましては、14ページになるんですけども、同意を得ております。池野辺●●●のほうにつきましては、笠間市の所有地となっております。池野辺公民館の敷地となっております。

続きまして、9ページから13ページになります。こちらは、事業計画地の登記簿や事業計画者の法人登記簿となっております。

続きまして、15ページから23ページ、事業計画認定関係や東京電力への接続関係の書類となっております。

続きまして、24ページから25ページとなります。代替地の検討確認書及び位置関係図となっております。

先ほど申請書のところで説明したとおり、検討しましたが、結果的に不適ということで申請地を設定しております。25ページが位置関係の図になります。

続きまして、28ページ目、農振農用地区域図となります。

池野辺●●●番地につきましては、農振農用地区域外となっておりますので、今回、農振除外の対象とはなりません。その隣の池野辺●●●番地のみが農振除外の対象となります。農振農用地区域の縁辺部にあることを確認しております。

続きまして、29ページと30ページになります。現地確認の写真となっております。

続きまして、農振除外の5要件の説明になります。

今回の除外につきましては、申請地以外のほかに代替すべき土地がないこと、農振農用地区域の縁辺部に当たるため、変更後の農振農用地区域の連担性が保たれるものであること及び担い手に対する利用の集積に支障を及ぼさないことを確認しております。

また、周辺の農地や施設の機能に支障を及ぼさないこと、土地改良事業を実施していない土地であることも確認しております。

説明は以上になります。よろしくお願ひいたします。

○議長（永田良夫君） 続きまして、番号の1について、議席番号8番、17番委員より調査説明を願ひます。

○8番（菅井 巨君） 番号1について、現地調査した内容について御説明いたします。

1月22日、指名調査委員2名と代理人、申請人立会いの上、現地調査を行いました。

なお、申請地ではありますが、申請場所は滝川交差点から、50号線から北に3キロメートル入った、今農政課のほうでお話しされました池野辺公民館の隣がこの議案書にある地番となっております。

なお、申請人は、ただいま高齢で耕作不能で、長年耕作されておられませんで、今、原野化されております、この間、現場視察しましたらば。農振区域内のほうは田んぼで、現在、原野になっておまして、2筆ですね、●●●は区域外で畑になっております。どちらも原野化されております。2筆とも、南側市道で東側が用水路、隣の宅地になっていますね。西側が農道で北側も農道になっています。

以上、そういう現況から、区域外の認定をぜひ、許可相当と判断いたしますので、よろしく審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の2について、農政課より説明願ひます。

○農政課（藤枝 裕君） それでは、案件2について説明させていただきます。

まず、1ページ目の変更申請書を御覧いただければと思います。

こちらの申請も農用地区域からの除外の案件になります。事業計画者及び土地所有者につきましては、申請書に記載のとおりとなっております。関係は他人となっております。

続きまして、事業計画地となります。

事業計画地は1筆となります。箱田●●●、登記地目は田、面積は1,261平方メートル、利用状況は休耕地となっております。

次に、利用目的及び変更理由について説明させていただきます。

利用目的は、石材の資材置場になります。事業計画者は、石材業を営んでおりますが、現在の工場の敷地が借地であることや、そのほか使用している近隣の資材置場について返却を求められたことで資材の置場に困っていたところに、今回、以前より求めていた今回の事業計画地について譲渡の話があり、申請に至ったものとなっております。

続きまして、土地の選定理由及び経緯になります。

事業計画地が現在の工場敷地の北西に隣接しておまして、非常に利便性に優れた土地となっております。また、現在休耕地となっており、現状のまま利用が可能であり、費用もかからないこと、また所有者の譲渡希望もあることなどから最適地と判断したものとなっております。

続きまして、添付書類について説明をさせていただきます。

2ページと3ページ目になります。位置図及び付近状況図になります。

計画地は、県道宇都宮笠間線沿いに位置しておりまして、道路を挟んで北側には住宅地、南側には水田が広がっているところになります。3ページ目が付近状況図となります。

続きまして、4ページの土地利用計画図になります。

現在の工場の敷地から接続して、中央に敷地内の通路、また通路を挟んで両側に石材置場を設ける計画となっております。

続きまして、5ページから7ページになります。修正図及び公図となります。

土地改良事業による換地後の地番の修正図が5ページ目となっております、その次の6ページ目と7ページ目が新旧地番の公図ということで添付しております。

続きまして、8ページから10ページ、事業計画地の登記簿及び事業計画者の法人登記簿となっております。

続きまして、11ページ、12ページ、代替地の検討確認書及び位置関係図となります。

現在の工場敷地の東南に当たる隣接地の2筆につきましても検討しましたが、土地改良区域内ということもあり、利用には適さない筆と判断しております。なお、事業計画地については、土地改良事業を実施していない土地となっております。

12ページが位置関係の図となっております。いずれも隣接した筆ということになっております。

続きまして、14ページ目になります。農振農用地区域図となります。

南側につきましては、土地改良事業が行われたエリアでありまして、農振農用地区域が広がっておりますが、北側については、農振農用地区域外のエリアが広がっている状況です。今回の事業計画地につきましては、農振農用地区域の縁辺部にあることを確認しております。

続きまして、15ページ、16ページ目が現地確認の写真となっております。

続きまして、農振除外の5要件の説明になります。

今回の除外につきましては、申請地以外にほかに代替すべき土地がないこと、農振農用地区域の縁辺部に当たるため、変更後の農振農用地区域の連担性が保たれるものであること及び担い手に対する利用の集積に支障を及ぼさないことを確認しております。

また、周辺の農地や施設の機能に支障を及ぼさないこと、土地改良事業を実施していない土地であることも確認しております。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

○議長（永田良夫君） 続きまして、番号の2について、議席番号8番、17番委員より調査説明願います。

○17番（埴 博光君） 番号2につきまして、調査の結果を説明いたします。

1月22日、指名調査委員2名で現地を調査してまいりました。代理人とは、電話にて確認いたしました。申請人、申請地等につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請地は、国道50号線石井交差点を宇都宮方面に2キロほど行った左側のところでした。申請内容は、農用地区からの除外です。

利用目的及び変更理由ですが、当社は申請地に隣接して石材業を営んでいますが、土地所有者より、土地の管理もままならず譲渡の話があり、申請地は数年来耕作がされておらず休耕地で、以前より求めていた敷地であり、資材置場として取得したく、今回の計画に至りましたとのことでした。

事業実施によつての近隣への影響についてですが、今回の事業等においては、利用目的は資材などの置場として活用するため、雨水は自然浸透し、土砂等は現状のままの利用で、これからも近隣に被害を及ぼすことはなく、何ら支障はないと考えております。

以上のことから、この申請につきましては、関係書類につきましても完備しており、何の問題もなく、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の3について、農政課より説明願います。

○農政課（萩谷太一君） 案件3につきまして、説明代わりまして、農政課萩谷より御説明いたします。

まず、1ページ目の変更申請書より御説明いたします。

事業計画者、土地所有者につきまして、こちら農振農用地区域からの除外案件、事業計画者及び土地所有者は、申請書に記載のとおりとなっております。事業計画者、土地所有者の関係は、他人、親族外となっております。

今回、事業計画地は、記載のとおり2筆、計1,361平方メートル、どちらも畑となっております。

利用目的につきまして、こちら太陽光発電施設となっております。土地所有者は、高齢かつ借り受ける担い手もない状況なため、ほとんど耕作されていない状況となっております。事業者としても、昨今の脱炭素社会へ向け安定した再生可能エネルギーの供給を実現するため、有益性のある事業として実施するものです。

次に、土地の選定理由につきまして、太陽光発電施設としまして日当たりのよい土地であり、かつ資材搬入が容易で、周囲への影響が少ない場所であることが挙げられます。また、ほかの土地も検討いたしましたが、日照の変化や地盤の傾斜など、太陽光発電施設を建設する上でやや問題が残る点もあり、条件の整った本申請地を選定しております。

続きまして、2ページ、3ページ、位置図及び付近状況図となっております。

計画地は、県道43号線を東に進みまして、常磐自動車道が上を通るところ、交差するところですね、こちらと、あと北側が潤沼川に挟まれたちょうど間ぐらいな場所にございまして、付近状況図3ページのほうなんですけれども、計画地の西側のほうには太陽光発電施設があります。

4 ページ、5 ページ、土地利用計画図及び事業計画図となります。

今回2筆それぞれに、計画図のように縦置き2段で太陽光発電施設の設置が計画されておりまして、パネル枚数156枚、パワーコンディショナー9台、発電能力84.24キロワットとなっております。

続きまして、6 ページから8 ページに公図をつけております。

隣接筆の所有者の同意について説明いたします。

申請地に隣接する他人の農地等が5筆ございまして、後ろの17ページから21ページのとおり、一部転居先不明者を除きまして、全て同意を得ております。

9 ページ、10ページのほうには土地の登記簿を添付しておりまして、続いて11ページから16ページ、こちらは事業計画者の法人登記簿のほうを添付しております。

次に、22ページ以降、29ページまで、こちら東京電力への接続関係の書類のほうを添付しております。

続いて、30ページから32ページ、こちら事業計画認定関係の書類のほうを添付しておりまして、33ページ、こちらは事業計画者の概要となっております。

34ページ、35ページに、代替地の検討確認書のほうを添付しております。

先ほど御説明したとおり、一部のり面の傾斜や軟弱な部分があること、季節によって周辺の影の影響が懸念されることなどから、やや太陽光発電施設の設置において問題が残ることもあり、本申請地を選定しております。

37ページ、39ページ、現地確認写真及び農振農用地区域図、こちら事業計画地につきましては、農振農用地区域の縁辺部であることを確認しております。

最後に、農振除外の5要件の確認となります。

今回の除外について、申請地のほかに代替すべき土地がないこと、農振農用地の縁辺部にあるため、変更後の用地区域の連担性が保たれるものであること及び担い手に対する利用の集積に支障を及ぼさないことを確認しております。

以上となります。よろしく願いいたします。

○議長（永田良夫君） 続きまして、番号の3について、議席番号12番、14番委員より調査説明願います。

○12番（高野尚夫君） 番号3について、調査の結果を報告いたします。

1月20日午前9時より、指名調査委員2名と申請地を調査してまいりました。申請人、土地所有者については、遠方及び高齢のため電話にて確認いたしました。申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、県道茨城岩間線、常磐道の高架橋の手前150メートルくらいのところを左へ200メートル入ったところにあります。申請者の事由は、農用地域からの除外の申請で太陽光の建設です。

隣接地の状況は、北側山林、雑種地、東側道路、南側畑、西側原野であり、日照、通風

等への影響はありません。雨水は敷地内自然浸透処理です。

農用地域からの除外することにやむを得ないと判断いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第7号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定による農業振興地域整備計画変更認可に係る意見集約について、番号の1から3について農用地区域から除外することは、やむを得ないということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、番号の1から3は、農用地区域から除外することについて、やむを得ないということで決定されました。

それでは、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定による農業振興地域整備計画変更認可に係る農業委員会の意見については、事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長補佐（菊地恵一君） それでは、当農業委員会の意見について御説明いたします。

番号の1、3につきましても、申請地以外の代替地について検討されているが、周辺地域内を考慮すると、農業振興地域、農用地以外の土地で代替することが困難であり、適地がないと言えない状況である。しかし、当該申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であり、周辺の土地利用状況から見て、遊休農地化の進行具合や農業的土地利用への支障がないことなどから、除外がやむを得ないと認められ、農地法許可基準の許可見込みがあると判断した。

続きまして、番号の2につきましても、当該申請地は、農地区分が第一種農地と判断され、転用は原則不可であるが、農地法施行規則第33条第4号の規定により、申請に関わる土地の周辺において事務所、作業所を有し、業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものとして、不許可の例外規定に該当することから、本農地を選定し申請することがやむを得ないと認められ、農地法許可基準の許可見込みがあると判断した。

以上のような内容で、当委員会の意見として農政課へ回答していきたいと思っております。

説明につきましては以上でございます。

○議長（永田良夫君） お諮りいたします。

ただいまの説明について何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） それでは、事務局の説明のとおり、農政課へ意見書を提出します。
ここで、農政課職員が退席しますので、暫時休憩といたします。

午後 2 時 4 3 分休憩

午後 2 時 4 3 分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開します。

議案第 8 号 令和 4 年度笠間市農作業受委託等標準額（案）について

○議長（永田良夫君） 日程第12、議案第 8 号 令和 4 年度笠間市農作業受委託等標準額（案）についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長補佐（菊地恵一君） 議案第 8 号 令和 4 年度笠間市農作業受委託等標準額（案）について、御説明いたします。

本日、総会前でございますが、運営委員会を開きまして御審議いただきました。その結果を御説明いたします。

前年度と変更になっている部分のみ説明をいたします。

区分が機械作業の場合、作業内容で水稻刈取りの部分でございます。上から 5 段目でございます。賃金が 1 万 1,000 円、摘要がバインダー、ひもつきで、バインダーで刈り取るというような内容でございます。ここの部分につきましては、ほぼ実情がないということで今回削除することになりました。

続きまして、上から 6 段目の同じく水稻刈取り、10アール当たり 3 万 4,100 円、コンバインで乾燥、もみすり、調整までというところでございますが、賃金につきましては、近年の燃料の高騰や機械代が高くなっているということで、この辺を考慮しまして、3 万 4,100 円から 3 万 4,700 円ということになりました。600 円アップしたところでございます。

続きまして、7 段目の水稻刈取り、10アール当たり 1 万 9,800 円、コンバインということで刈取りのみの作業でございますが、やはり近年の燃料高騰や機械代が高くなっているということで、こちらも考慮しまして、税込み 2 万円ということになりました。

続きまして、上から 8 段目の脱穀、10アール当たり 1 万 1,000 円、ハーベスターという欄でございますが、やはり実情がないということから、この部分につきましては削除することになりました。

続きまして、人力作業の場合、作業内容が水田作業、畑作業、果樹作業、それぞれございますが、茨城県の最低賃金の改定によりまして、1 時間当たりの単価が 879 円になったということで、8 時間を掛けまして、前年度 6,900 円でしたが、令和 4 年度からは 7,100 円ということで協議がされたところでございます。

あとの部分につきましては、変更がございませんでした。

最後でございますが、この辺のところは、近隣の市町村の動向も参考にさせて審議いただきましたことを報告させていただきます。

説明につきましては、簡単でございますが、以上となりますので、御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの説明について何か御意見ございますか。

○12番（高野尚夫君） 水田耕起と代かきについては、未改良田でそれぞれプラス1,100円になっているんですが、水稻の刈取りの1万9,800円も未改良田を入れたほうがよいかなと思います。下に「条件等により」という言葉は入っているんですが、いかがでしょうか。

○議長（永田良夫君） 暫時休憩といたします。

午後2時48分休憩

午後3時08分再開

○議長（永田良夫君） それでは、暫時休憩を解き、会議を再開いたします。

直ちに、お諮りいたします。

議案第8号 令和4年度笠間市農作業受委託等標準額（案）について、未改良田を単価を入れて表記をするということで、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第8号は、一部修正で決定されました。

閉会の宣言

○議長（永田良夫君） 以上で提出議案の審議は全て終了いたしました。

これにて令和4年第1回笠間市農業委員会定例総会を閉会といたします。

御苦労さまでした。

午後3時10分閉会

会議規則第15条の規定により署名する

議 長

16番 委 員

17番 委 員